重要事項説明書

庄原市社協通所介護事業所どんぐり

サービス内容及び重要事項説明書

当事業所が、利用者に対して介護保険法令の趣旨に従い、「指定通所介護」並びに「第１号通所事業（介護予防通所サービス及び社会参加通所サービス）」（以下、「通所介護事業等」という。）の提供の開始にあたり、厚生省令 35 号第 100 条に基づいて、利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．事業所の概要

事業者	社会福祉法人　庄原市社会福祉協議会	
事業者の所在地	広島県庄原市西本町四丁目５番２６号	
事業の種類	「指定通所介護」	
	「第１号通所事業」 （介護予防通所サービス及び社会参加通所サービス）	
事業所の名称	庄原市社協通所介護事業所どんぐり	
事業所の指定番号	広島県　３４７４９００２１８	
事業所の所在地	広島県庄原市高野町新市１１５０番地１	
開始年月日	平成１７年４月１日	平成１７年４月１日
	平成２９年４月１日	平成２９年４月１日
	平成３０年４月１日	平成３０年４月１日
管理者の氏名	永田　伸子	
連絡先	０８２４－８６－３０４４	
事業所の実施地域	指定通所介護・介護予防通所サービス	庄原市高野町 庄原市口和町 庄原市比和町
	社会参加通所サービス	庄原市高野町
利用定員	指定通所介護・介護予防通所サービス	３８名
	社会参加通所サービス	５名

２．事業の目的

通所介護サービス
要介護状態となった利用者に対し、適切な通所介護サービスの提供を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図り、介護者の負担軽減を図ることを目的とします。
介護予防通所サービス
要支援状態の利用者に対し、適切な介護予防通所サービスの提供を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、要介護状態となることを予防し、生活機能の維持又は向上を図ることを目的とします。
社会参加通所サービス
日常生活では身体的に自立した行動ができても、社会や地域との交流が少なくなった利用者に対し、外出の機会を定期的に作ることで、地域との交流や活躍の機会を増やすことを目的とします。

３．運営の方針

1. 地域包括ケアシステム推進に尽力しながら、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、自立支援・重度化防止につながる機能訓練及び支援を行います。
2. 地域との繋がりについて常に配慮し、地域社会への貢献を行います。
3. 利用者の在宅生活継続に必要な健康に関する情報について、医療関係者と家族やその他サービス事業者等の介護支援に係わる関係者間の共有が密接に行われるよう配慮します。
4. 事業の運営にあたっては、市町、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携につとめます。

４．事業所の職員体制

従業者の職種	人　数	職　務　内　容
管理者	１人	●従業者の管理及び業務の管理を行う
生活相談員	６人	●サービスの利用者申し込みにかかわる調整 ●生活相談員としてサービスの提供
看護職員	６人	●利用者の健康状態の把握・管理
介護職員	１３人	●利用者の心身の状況に応じた介護・相談 ●利用者状況の把握
機能訓練指導員	５人	●利用者の状況に応じた機能訓練
調理員	８人	●利用者の状況に応じた食事の調理、提供
栄養士	１人	●利用者の状況に応じた食事の献立作成等
運転手	２人	●利用者を専用車両で送迎

5．営業日及び営業時間

（1）指定通所介護サービス及び介護予防通所サービス

営　業　日	●月曜日～土曜日〈定休日〉８月１４～１５日、12 月 31 日～1 月３日 ※但し、利用者の状況によってはこの限りではありません。
営業時間	●原則、午前７時から午後７時まで ※但し、利用者の状況によってはこの限りではありません。
サービス提供時間	●午前８時～午後５時の９時間 ※但し、利用者の状況によってはこの限りではありません。
そ　の　他	●電話等により 365 日 24 時間、常時連絡が可能な体制としています。 ＜営業時間外＞０８０－５２３９－４０８５

（2）社会参加通所サービス

営　業　日	●月曜日～土曜日〈定休日〉８月１４～１５日、12 月 31 日～1 月３日 ※但し、利用者の状況によってはこの限りではありません。
サービス提供時間	●原則、午前１１時１５分～午後１５時２０分の４時間 ※但し、利用者の状況によってはこの限りではありません。
そ　の　他	●電話等により 365 日 24 時間、常時連絡が可能な体制としています。 ＜営業時間外＞０８０－５２３９－４０８５

6．サービス内容

（1）指定通所介護サービス及び介護予防通所サービス

種　類		内　容
通所介護 計画書の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）が作成した居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、利用者の意向や心身の状況、環境等の聴き取りを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画（介護予防通所サービス計画）を作成します。
日常生活上の世話	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助・清拭（身体を拭く）・洗髪などを行います。
	食事の提供及び介助	栄養士の立てる献立による食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また、嚥下困難者のための刻み食、流動食等の提供を行います。
	排泄の介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助・おむつ交換を行うと共に、排泄の自立について適切な援助を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着・下着の更衣の介助を行います。
	移動･移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動・車いすへの移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認・服薬のお手伝い・服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、日常生活動作などを通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーション・歌唱・体操などを通じた訓練を行います。
	個別訓練	必要に応じ、機能訓練指導員が個別に、専門的知識に基づく機能低下を防止するためなどの訓練を行います。
その他	栄養改善	低栄養状態またはその恐れのある利用者に対して、栄養指導を行います。
	口腔ケア	口腔清掃、摂食・嚥下機能の指導を行います。
	送　迎	利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。
	相談・助言	日常生活上の介護等に関する相談及び助言を行います。
	健康チェック	体温、血圧測定等を行い健康状態の把握を行います。
	創作活動	趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

（2）社会参加通所サービス

種　　類		内　　容
個別通所介護計画書の作成		必要に応じ、利用者に係る介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況、環境等の聴き取りを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた個別社会参加通所サービス計画を作成します。
生活援助	食事の提供	栄養士の立てる献立による食事の提供を行います。活動の機会として、準備・後片付けを職員と一緒に行えるよう、声かけをします。
日常生活動作・レクリエーションによる活動		利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーション・歌唱・体操などを通じた活動の機会を最大限に利用します。
その他	栄養相談	栄養についての相談に応じます。
	送　　迎	利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。
	相談・助言	日常生活上の困りごとに関する相談及び助言を行います。
	健康チェック	体温・血圧測定等を行います、健康管理情報をお伝えします。
	入浴の声かけ	希望があれば、サービス終了後「たかの温泉」の利用は可能です。但し、送迎時間の調整が必要になります。
	創作活動	趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

7．サービス利用記録について

（1） サービスご利用の記録は、ご用意する「通い帳」と事業者保管の諸記録用紙に必要事項を記載し、計画書等と合わせ、2 年間は適正に保管します。利用者の求めに応じ、閲覧または実費負担によりその写しを交付します。

（2） サービス提供は、親切丁寧に行い、利用者へわかりやすいよう説明を行います。

（3） 分からないことがあれば、いつでも担当の職員にご遠慮なく質問してください。

8．利用料金　※付属１「サービスご利用料金表」をご参照ください。

9．サービス利用に当たっての留意事項

利用者は予め、かかりつけ医師等に相談し指示を受け、通所介護及び介護予防通所サービスを利用する際の留意事項（入浴時における事項、機能訓練における事項、服薬その他）について、事前に担当の職員にお伝えください。

１０．緊急時の対応方法

利用者の主治医又は、事業所の協力医療機関へ連絡を行い、医師の指示に従い適切な対応にあたります。また、速やかに管理者へ報告するとともに、利用者の家族、緊急連絡先、当該利用者に係る居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所への連絡を行い、必要に応じて警察、消防署等へ協力依頼し、状況に応じ保険者に連絡します。なお、利用者の主治医及び緊急連絡先に関しては、利用者の担当の介護支援専門員と連絡をとるものとします。

１１．事業所の協力医療機関

利用者の主治医及び協力医療機関	名　称	庄原市高野診療所
	医　師	山﨑　力
	所在地	広島県庄原市高野町新市１１５０番地１
	電　話	０８２４－８６－３０６６

１２．非常災害対策

（1）消火器等の消火設備を整備し、非常災害に関する具体的な計画を立てています。

（2）消防機関との連携を密にして、避難救出及び消火に関する訓練を適宜実施しています。

１３．衛生管理

すべての従業者は、定期的に健康診断を行い、健康管理・清潔の保持に努めます。
また、事業所の設備及び備品等を清潔にし、衛生管理に留意します。
事業所において、感染症の発生または蔓延しないよう十分に留意します。

１４．秘密の保持

従業者は業務上知り得た秘密を漏らしません。また、退職後もこれを守秘します。

１５．苦情相談窓口　※付属２「苦情・相談の連絡先について」をご参照ください。

１６．事故発生時の対応方法

事業所が提供するサービス中に事故が発生した場合は、市町、家族、緊急連絡先、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、管理者に連絡を行い、必要な措置を講じます。

（１）事故報告書にて職員周知を行い、事故の原因を解明し、事故防止マニュアルの整備や研修会等を開催するなど事故防止に努めます。

（２）事故の状況及び採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

（３）必要に応じて保険者、県等の指導助言を仰ぎます。

１７．業務継続計画の作成

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域相談支援の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

１８．虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止委員会の開催　　（２）高齢者虐待防止のための指針の整備

（３）虐待防止研修の実施　　（４）専任担当者の配置

虐待防止受付担当者	堂面　悦子	**事業所担当者**	永田　伸子

１９．介護サービスの利用にあたって留意いただきたい事項

禁止行為　※付属３「介護現場におけるハラスメントの防止について」参照

１　職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

２　職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

３　職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

２０．その他

（１）事業所は、従業者の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備します。

①採用時研修　　②継続研修　　③その他の研修

（２）事業所は、運営責任者と主任等で常にサービス内容を検討する定期的な会議を行ないます。

（３） 従業者は常に身分証明証を携帯しておりますので、必要な場合には提示をお求めください。
（４）従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
（５）この説明書に記載した事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、可能な限り利用者の立場に立つことを原則に、社会福祉法人庄原市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。
（６）サービス提供にあたっては、厚生労働省令に定められた基準に基づき行うものとし、改正に伴う重要事項説明書の一部変更は、その都度速やかに利用者に通知するものとします。

補足説明

①通常の事業の実施地域以外の地域に居住される利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業の**実施地域を超えた地点から路程 1 キロメートル当たり 25 円を実費**としていただきます。

②通所介護サービスが介護保険の適用を受ける場合、保険者から提供される負担割合証に記載してある負担割合に基づき、利用料のお支払いをしていただきます。但し、介護保険法に基づいて、保険給付を償還払い（一旦あなたが利用料の全額を払い、後日に市町から払い戻しを受ける方法）をご希望の場合は、お申し出ください。

③通所介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

④当事業者は、サービスの利用回数及び当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求明細書に添付し請求先に送付いたします。

⑤利用者の個人負担金は、当月分を翌月末に徴収することとし、現金徴収または口座振替による支払いとします。その当月分の請求明細書は、翌月２５日までに利用者宛またはその希望される宛先へ送付することとします。

⑥サービス証明書が必要な場合（所得税納付額や原爆手帳保持者の方など、減免措置が行われる場合）お申し出ください。

⑦**サービスの中止をする際には、速やかに事業所までご連絡ください。※ご利用料金表に記載**
利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日 17 時 30 分までにご連絡ください。
当日のキャンセルは、キャンセル料（※付属１／ご利用料金表へ記載）を申し受けることになりますので、ご了承ください。
但し、利用者の容体の急変など、緊急・やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

※付属１

指定通所介護・指定介護予防通所サービスご利用料金表

庄原市社協通所介護事業所どんぐり（令和８年６月改正）

１．通所介護の場合

	要介護度	回数	利用時間区分		
			4～5時間	5～6 時間	6～7 時間
基本部分	要介護１	月１回	3,880 円	5,700 円	5,840 円
	要介護２	月１回	4,440 円	6,730 円	6,890 円
	要介護３	月１回	5,020 円	7,770 円	7,960 円
	要介護４	月１回	5,600 円	8,800 円	9,010 円
	要介護５	月１回	6,170 円	9,840 円	10,080 円

		加算・減算区分	回数	利用料
適用	加算項目	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	１回毎	220 円
		入浴介助加算（Ⅰ）	１回毎	400 円
		実費として食費（食材料費＋調理費）	１食	700 円
		特別地域加算	月１回	所定単位数の 100 分の 15
		介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	月１回	所定単位数の 100 分の 9.2
		感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	月１回	基本＋基本の 100 分の３
	減算項目	事業所と同一建物の利用者に通所介護を行う場合	１日	－940 円
		利用者の数が利用定員を超える場合	月１回	基本の 100 分の 70
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	月１回	基本の 100 分の 70
		事業所が送迎を行わない場合	片道	－470 円

２．介護予防通所サービス（第１号通所事業）の場合

	介護費区分	利用回数	利用料
基本部分	事業対象者　及び　要支援者１	１月につき	17,980 円
	事業対象者　及び　要支援者２	１月につき	36,210 円

		加算・減算区分	利用回数	利用料
適用	加算項目	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	１回/週利用	880 円
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	２回/週利用	1,760 円
		実費として食費（食材料費＋調理費）	１食	700 円
		介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	月１回	所定単位数の 100 分の 9.2
		感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	月１回	基本＋基本の 100 分の３
	減算項目	事業所と同一建物の利用者に通所介護を行う場合	１回/週利用	－3,760 円
			２回/週利用	－7,520 円
		利用者の数が利用定員を超える場合	月１回	基本の 100 分の 70
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	月１回	基本の 100 分の 70
		送迎未実施減算	片道	－470 円
		送迎未実施減算（事業対象者・要支援１）	月１回	3,760 円
		送迎未実施減算（事業対象者・要支援２）	月１回	7,520 円

３．社会参加通所サービス（第１号通所事業）の場合

		介護費区分	利用回数	利用料
基本部分		事業対象及び要支援者１	１月につき	14,390 円
		事業対象及び要支援者２	１月につき	28,970 円
		加算・減算区分	**利用回数**	**利用料**
適用	【加算項目】	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	１回/週利用	880 円
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	２回/週利用	1,760 円
		実費として食費（食材料費＋調理費）	１食	７００円
		介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	月１回	所定単位数の 100 分の 9.0
	【減算項目】	事業所と同一建物の利用者に通所介護を行う場合	１回/週利用	－3,000 円
			２回/週利用	－6,000 円
		利用者の数が利用定員を超える場合	月１回	基本の 100 分の 70
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	月１回	基本の 70/100
		送迎未実施減算	片道	－370 円
		送迎未実施減算（事業対象者・要支援１）	月１回	3,000 円
		送迎未実施減算（事業対象者・要支援２）	月１回	6,000 円

４．ご利用をキャンセルされる場合

時　　期	キャンセル料
サービス利用日の前日 17 時 30 分まで	無　料
サービス利用日の前日 17 時 30 分以降	基本利用料の全額と食費

注１※利用者の容体急変等、緊急・やむを得ない事情があると認められる場合は、
この限りではありません。（行政・担当介護支援専門員に確認します。）

注２※利用者または家族等による度重なるサービスのキャンセルがある場合には、
利用者の担当介護支援専門員に連絡を行い、サービスの変更・中止について
相談させていただきます。

※付属２

苦情・相談の連絡先について（令和８年９月改正）

（１）事業所が提供するサービスに関する苦情、相談については、適切に対応し、随時開催する定例ミーティング、苦情等解決の為の会議を速やかに開催し、今後の対応について協議し対応するように努めます。

（２）事業所が提供するサービスに対する苦情相談等については、当事業所を含め次にあげる機関に苦情を申し立てることができます。

<table>
<tr><td rowspan="6">事業所窓口</td><td colspan="4">庄原市社会福祉協議会庄原市社協通所介護事業所どんぐり</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="3">広島県庄原市高野町新市１１５０番地１</td></tr>
<tr><td>電　　話</td><td colspan="3">０８２４－８６－３０４４０８０－５２３９－４０８５（営業時間外）</td></tr>
<tr><td>受 付 時 間</td><td colspan="3">３６５日　午前8時３０分～午後5時３０分</td></tr>
<tr><td>苦情解決責任者</td><td colspan="3">堂面　悦子</td></tr>
<tr><td>相談・苦情受付担当者</td><td colspan="3">永田　伸子</td></tr>
<tr><td rowspan="15">第三者委員</td><td colspan="4">庄原市社協通所介護事業に対する苦情等の連絡調整を行う第三者</td></tr>
<tr><td>地　域　名</td><td>氏　名</td><td>住　所</td><td>電　話</td></tr>
<tr><td rowspan="2">庄原地域</td><td>貝﨑　若子</td><td>東本町２丁目 11 番 28 号</td><td>0824-72-3977</td></tr>
<tr><td>瀬尾　京子</td><td>西本町一丁目１３番５号</td><td>0824-72-1490</td></tr>
<tr><td rowspan="2">西城地域</td><td>曾利　雪子</td><td>西城町三坂 819 番地１</td><td>0824-84-2108</td></tr>
<tr><td>岡田　誠一郎</td><td>西城町平子６３</td><td>0824-82-3280</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東城地域</td><td>槙原　美代子</td><td>東城町久代 117 番地２</td><td>08477-2-2781</td></tr>
<tr><td>松木　悦子</td><td>東城町川東 108 番地 13</td><td>08477-2-0816</td></tr>
<tr><td rowspan="2">口和地域</td><td>宗藤　恵美子</td><td>口和町向泉 866 番地１</td><td>0824-87-2573</td></tr>
<tr><td>上岡　稔</td><td>口和町湯木 562 番地１</td><td>0824-87-2868</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高野地域</td><td>草谷　末廣</td><td>高野町高暮８１番地３</td><td>0824-86-2983</td></tr>
<tr><td>児玉　光子</td><td>高野町岡大内甲 55 番地</td><td>0824-86-2434</td></tr>
<tr><td rowspan="2">比和地域</td><td>進藤　数美</td><td>比和町三河内 1322 番地</td><td>0824-85-2279</td></tr>
<tr><td>中村　幸夫</td><td>比和町比和 732 番地２</td><td>090-1683-5152</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総領地域</td><td>春田　正治</td><td>総領町稲草 2066 番地１</td><td>0824-88-2303</td></tr>
<tr><td>瀧口　幸枝</td><td>総領町稲草 2213 番地２</td><td>0824-88-2656</td></tr>
<tr><td rowspan="13">行政窓口</td><td colspan="4">庄原市役所高齢者福祉課介護保険係</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="3">広島県庄原市中本町一丁目１０番１号</td></tr>
<tr><td>電　　話</td><td colspan="3">０８２４－７３－１１６７</td></tr>
<tr><td>受 付 時 間</td><td colspan="3">月曜日～金曜日（午前8時３０分～午後5時１５分）</td></tr>
<tr><td>定　休　日</td><td colspan="3">土曜日、日曜日、祝日及び年末年始</td></tr>
<tr><td colspan="4">広島県国民健康保険団体連合会介護保険課</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="3">広島県広島市中区東白島町１９番４９号国保会館</td></tr>
<tr><td>電　　話</td><td colspan="3">０８２－５５４－０７８３</td></tr>
<tr><td>受 付 時 間</td><td colspan="3">月曜日～金曜日（午前8時３０分～午後5時１５分）</td></tr>
<tr><td>定　休　日</td><td colspan="3">土曜日、日曜日、祝日及び年末年始</td></tr>
<tr><td colspan="4">広島県社会福祉協議会（広島県福祉サービス運営適正化委員会）</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="3">広島県広島市南区比治山本町１２－２</td></tr>
<tr><td>電　　話</td><td colspan="3">０８２－２５４－３４１９</td></tr>
<tr><td>受 付 時 間</td><td colspan="3">月曜日～金曜日（午前8時３０分～午後5時）</td></tr>
<tr><td>定　休　日</td><td colspan="3">土曜日、日曜日、祝日及び年末年始</td></tr>
</table>

※付属３　**介護サービスを利用する方へのお願い**

「介護現場におけるハラスメントの防止について」

近年、介護現場において、職員に対する利用者や家族からの様々なハラスメントが大きな問題となっています。利用者や家族と事業者の信頼関係があってこそ、より良いサービスの提供が可能となります。介護職員が安心して働くことができる環境づくりにご理解とご協力をお願いします。

なお、ハラスメント行為を行った場合、サービスが利用できなくなる場合がありますのでご注意ください。

★身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為
（職員が回避したため危害を免れたケースを含む）
【例】物を投げつける、手を払いのける、叩く、蹴る、
ひっかく、つねる、唾を吐く等



★精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、
おとしめたりする行為
【例】大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で
文句を言い続ける、理不尽な要求をする等



★セクシュアルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、
性的な嫌がらせ行為等
【例】必要も無く触る、抱きしめる、ヌード写真を見せる、
性的な言動を繰り返す等



2026.9